

太平洋広域漁業調整委員会  
第17回太平洋南部会

平成21年3月5日  
水産庁

1 開催日時

平成21年3月5日（木） 13：30～14：45

2 開催場所

農林水産省 講堂

3 出席委員

【部会長】

学識経験者 澁川 弘

【都県海区互選委員】

千葉 海区 小滝 季儀

東京 海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

静岡 海区 谷澤 輝雄

愛知 海区 吉戸 一紀

三重 海区 黒田 耕一郎

和歌山海区 海野 益生

徳島 海区 井元 健二

愛媛 海区 佐々木 護

大分 海区 佐野 八重

宮崎 海区 金丸 昌洋

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 哲男

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 山本 正喜

漁業者代表 金井 関一

漁業者代表 宮本 英之介

学識経験者 有元 貴文

学識経験者 山下 東子

#### 4 付議事項

##### (1) 資源回復計画について

①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

②ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について

③伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

④太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

##### (2) その他

## 5 議事内容

### 1. 開 会

○小林課長補佐 それでは定刻となりましたので、ただ今から太平洋広域漁業調整委員会第17回太平洋南部会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、高知県の和田委員、農林水産大臣選任委員のうち、鈴木委員、伊妻委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数22名のうち定足数であります過半数を超える19名の委員の御出席を賜っておりますので、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会事務規程第5条に基づきまして、本日の部会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を澁川部会長にお願いいたしたいと思っております。

澁川部会長、よろしくお願ひいたします。

### 2. 挨拶

○澁川部会長 皆さん、こんにちは、澁川でございます。本日はまたどうぞよろしくお願ひ申し上げます。座ってやらさせていただきます。

本日はお忙しいところ、年度末、委員の皆様方におかれましては御出席を賜りまして、ありがとうございます。

また来賓の方々におかれましては、この、第17回になるそうでございますが、太平洋南部会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の部会では、本部会に係ります資源回復計画につきましても議題が幾つか用意されておるわけでございます。

まずは伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業対象種資源の回復計画、それからヤリイカの太平洋南部資源回復計画につきまして、それぞれ取組の状況の報告等がございます。

また、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画とキンメダイの資源回復計画につきましては、取組状況の報告だけではなくて、同計画に関係します太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示の案について説明を受けることとなっております。

また、本日の部会でございますが、水産庁から、本村資源管理部長ほか多数の方が出席

をされております。

本部会の議事事項も盛りだくさんでございます。どうぞ、委員の皆様方におかれては、よろしく願いを申し上げます。

それでは最初に、本日お配りしてございます資料の確認から入りたいと思います。

事務局、お願いします。

○小林課長補佐 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。私、水産庁の管理課の小林と申します。よろしく願いいたします。

それでは、本日の部会の資料でございますけれども、まず議事次第、委員名簿、配席図、出席者名簿、それから、資料の 1、資料の 2、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の概要及び実施状況」ということで、右肩に資料 3－1 と書いてある資料で、2 枚紙の資料でございます。それから「太平洋南部キンメダイ資源回復計画の概要及び取組状況について」ということで、右肩に資料 4－1 と書いてございます全部で 18 ページの資料でございます。それから資料 5、資料 6 ということとなっております。

以上となっておりますけれども、不足等ございましたら事務局の方までお申し付けいただければ幸でございます。よろしゅうございますでしょうか。

なお、説明の途中でも資料に落丁等がございましたら、適宜、お手数ではございますが、事務局にお申し付けいただければ差し替えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、部会長、よろしく願いいたします。

○澁川部会長 それでは、これから議事に入らせていただきます。

最初に、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人を選んでおく必要がございます。これにつきましては、本部会の事務規程第 11 条によりまして、部会長の私から御指名をさせていただくことと相なっております。借越ながら指名させていただきます。

海区互選委員からは徳島県の井元健二委員さん、それから農林水産大臣選任委員からは山本正喜委員さんのお二方に本日の部会に係る議事録署名人をお願いすることといたします。お二人におかれましては、どうかよろしく願いを申し上げます。

## 1. 議 題

## (1) 資源回復計画について

### ①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

○澁川部会長 それでは、議事次第に即しまして、早速議事に入らせていただきます。

まず議題の(1)番でございます。「資源回復計画について」に入りたいと思います。

本日の部会では、本部会の設置された海域において完結する資源回復計画、及び資源回復計画に関連する事項として、本部会の後に開催を予定されております本委員会にお諮りする予定の資源回復計画に係る広域漁業調整委員会の指示の案について説明を受け、御審議等をいただくことと相なっております。よろしく申し上げます。

それでは、まず①でございますが、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」についてでございます。

この計画は、御記憶もあろうかと思いますが、平成14年の8月の13日に公表されまして、平成19年の3月に開催された本部会において計画期間を平成23年まで延長することが了承されていたものでございます。

それでは、事務局から取組の状況について、説明をお願い申し上げます。どうぞ。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料1で御説明をしたいと思います。

「①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の概要及び実施状況」ということでございます。

先ほど部会長からもありましたけれども、この計画につきましては、平成14年8月13日に公表されまして、途中、計画の見直し等を行いまして、平成23年度まで取り組むこととしております。

この計画の概要でございますが、まずこの計画につきましては、伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業の重要な漁獲対象種でありますトラフグ、マアナゴ及びシャコの3魚種につきまして、資源回復を図ることを目標としております。回復目標につきましては、漁獲量の25%程度の増加を図ろうということを目指してございまして、関係者が小型魚の水揚げ制限等の努力量削減、トラフグの種苗放流等の取組、こういったものを行う内容でございます。

また関連した取組といたしまして、ふぐはえ縄漁業等によりますトラフグ保護の取組を開始しているというところでございます。

次に、資源回復計画に基づきます20年度の取組状況ということでございますが、まず

漁獲努力量削減措置につきましては、小型魚の水揚げ制限といたしまして、全長 25 cm 以下のトラフグとそれからマアナゴの再放流というものを、それぞれここに書いてごさいます関係漁業で実施されているところをごさいます。また、マアナゴの稚魚、「ノレソレ」というふうに呼んでおりますが、ノレソレ目的の操業禁止ということで、機船船びき網漁業の方で取組が行われているということをごさいます。

また漁具改良ということで、小底などの目合い拡大等の取組ということが1つ、今後の検討課題というふうになっておるわけなのですけれども、これにつきましては愛知県、三重県、両県の水産試験場の方で今、実証試験というものを実施されております。その結果を受けて、今後こうした取組を導入していくということにしているところをごさいます。

またシャワー設備の活用ということで、これにつきましては夏場に水揚げした魚が、小さな魚を放流するときに、できる限り生かして放流しようということで、シャワー設備というのを船につけて、それで放流するというような取組を行っているところをごさいます。

それから、あと休漁期間の設定ということで、統一週休日の設定について、これも漁具改良と同様に検討課題になっているわけをごさいますが、いろいろ愛知県さん、三重県さんの方でも動いていただいているわけなのですけれども、なかなか全県統一して統一休漁日をつくろうということについては、個々の地域でいろいろ、休漁日というのをすでに設定していたり、市場の休日だとかそういうところもありましてなかなか全県統一というのは難しいのではないかとということで、今そういう声が漁業者さんの方から聞かれているということで、そういう課題に対して今後どういうふうに対応しようかということが今後の検討課題という形になっているところをごさいます。

また、資源の積極的培養措置につきましては、トラフグの種苗放流というものをやっているわけをごさいます。平成 20 年度につきましては 70 万 5,000 尾の放流をしております。これは愛知県、三重県に加えまして、静岡県も取り組んでいただいているということをごさいます。それから、平成 18 年度から、これは国の補助事業の関係ではございますが、関係 3 県の連携協力によります海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に向けた取組ということで、現在展開しております。種苗放流につきましては、例えば伊勢湾というのが、大体そこに放流すると結構効果があるのではないかとというふうにも言われているということで、静岡県さんについては伊勢湾というのは自分の県の海域ではないのですが、例えばそういうところに種苗を持って行って放流するだとか、そういったこと取組というところ

ろが図られているということでございます。

それから、その他の取組としましては、これは 19 年度からなのですが、操業期間の禁止、採捕制限、あるいは再放流だとか、そういったものについて、これはトラフグ保護の取組について関係漁業で実施されているということでございます。

次のページでございますが、「資源回復の進捗状況」というところでございますが、表の方にトラフグ、マアナゴ、シャコの漁獲量の推移を示しております。

また次のページにももう少しわかりやすくグラフを載せておりますので、御参照していただければと思います。

トラフグ、マアナゴ、シャコともに、最近まではちょっと減少傾向にあったわけなのですけれども、それに歯止めがかかりまして、現在、若干増加しているというふうになっております。なお、回復目標でございますが、これは表の中にも平成 13 年基準というふうになっておるわけなのですが、この基準に対して 25 % 増加しようということで今設定しております。そういたしますと、なかなかその回復目標の達成からすると、3 魚種トータルで見ればの話ですが、今、約 7 割ぐらいということでございます。こういうことで、その回復目標について達成することがなかなか難しい状況にあるわけですが、そういう状況の中で引き続き、先ほど申し上げた検討課題に早急に取り組んでいくということがこの取組の課題になっております。

ただ、この目標が漁獲量を目標にしておりまして、特に湾内のそういう特殊なところでもやっているということもあるのですけれども、漁獲量につきましては、出漁隻数だとか日数だとか、そういうところが少し減ってきているのではないかというような話もちょっと聞こえておりまして、そういうことからなかなか漁獲量も伸びていないのではないかというふうに考えられております。そういうことで、この取組に合った小型魚の保護とか、そういう取組をやっているものですから、取組に合った資源の改善状況を把握していくということが今後の課題となっております。今後、関係県とそういう資源の改善状況を把握するための指標についていろいろ分析をしていこうというふうに相談を開始したというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○澁川部会長 ありがとうございます。

ただいま伊勢湾・三河湾の資源回復計画について、事務局より説明がございました。数字は必ずしも順調ではないようでございますけれども、ただいまの説明につきまして、御



質問、御意見等があれば承りたいと思います。いかがでございますでしょうか。ございませんか。

後にも議題が控えておりますので、それでは先へ運ばせてもらいます。

## ②ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について

○澁川部会長 それでは、②番のヤリイカの太平洋系群、南部でございますが、資源回復計画についてでございます。

これは平成 16 年の 11 月 4 日に公表されまして 5 年間の計画として取り組まれてまいりましたが、本年度がその最終年ということに相なります。取組状況に加えまして、今後の計画について事務局から報告があるということでございます。

それでは、小林さん、よろしくお願いいたします。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料 2 で御説明したいと思います。

部会長からお話がありましたように、この計画につきましては、平成 16 年の 11 月に公表されまして、5 年間の計画として取り組んできたわけですが、ことしが最終年度ということでございますので、取組状況に加えまして、取組の評価と、それから今後の計画について御説明をしたいと思います。

まず資源回復計画の概要でございますけれども、ヤリイカ太平洋系群につきましては、太平洋に広く分布するわけですが、主に沖底によって漁獲される重要な水産資源となっているわけでございます。特に、太平洋南部海域におきましては、主に沖合底びき網漁業により漁獲されているわけでございますが、1988 年には 2,000 トンを超える漁獲量であったものが、その後、漁獲量が減少いたしまして、近年では 300 トン以下という形で推移する状況になったということでございます。こうしたことから、太平洋南部海域におきましては、主要漁業であります沖底（2 そうびき）につきましては、漁獲努力量削減措置に取り組んで資源回復を図るという内容でございます。また、ヤリイカは広く分布するというところで、太平洋中部への拡大の取組についても検討課題というふうにしております。

2 番の回復計画に基づく取組内容でございます。太平洋南部海域の沖底（2 そうびき）におきまして、現在、減船と保護区域の設定を行うということとしております。

取組の実施状況でございますが、減船につきましては 2004 年度、平成 16 年度、2 ヶ続（4 隻）の減船を実施しております。また回復計画と関連いたしまして、減船の効果を担

保しようということで、2007年から、「TAE」と書きまして通称「タエ」と呼んでいるのですけれども、「漁獲努力可能量」というものを設定して管理を実施しています。このTAEにつきましては、減船後の3統の操業隻日数の上限を、表に10-11月と書いてありますが、ここら辺、ヤリイカがよくとれるものですから、こういったところで努力量がふえないようにということで、隻日数を管理しているということでございます。

次のページでございますが、保護区の設定というものが回復計画の取組の中に書いてございますが、これについては検討中ということになっております。といいますことで、これまで行ってきた取組につきましては減船ということでございます。

次に取組の最終年ということで取組の評価をしております。

まず回復目標の達成状況についてでございますが、まず回復目標につきましては、太平洋南部海域において主にヤリイカを漁獲する沖合底びき網漁業（2そうびき）の漁獲量を3統で約470トンに回復させようということとしております。下の表に沖底のヤリイカの漁獲量を示しておりますが、これはみんなヤリイカの漁獲量になりますけれども、2007年の状況でございますけれども、これは329トンということで、470トンに対し大体7割ということになっているわけでございます。しかしながら、着業統数を見ていただくと2統ということになっております。ただ、この2統につきましては、ここにもありますように計画参加漁船以外の船で、ヤリイカを主対象として操業していない船でございます。そういうことで、実質1ヶ統ということに見られるものですから、1統当たりの漁獲量から見ればその目標を達しているというふうに考えられるのではないかというふうに考えております。また着業統数、それから有効漁獲努力量－有効漁獲努力量というのは、その海域のヤリイカに対する努力量をはかる指標ということで、引き網数をベースにして算出している指標ということでございます。そのデータはすべて水産研究所で行われています資源評価に基づいた数値でございます。そういう有効努力量、着業統数からしても減船等により急速に減少しておりまして、漁獲努力量というのが大幅に削減されているというのが現在の状況でございます。

また次に資源状況でございます。資源につきましては、2006、2007年に良好な加入があったわけですが、こういったものにも支えられまして、CPUEにつきましては2006年から急激に増加しまして、2007年には非常に高い値を示しているわけでございます。しかしながら、2008年の幼イカ発生量につきましては2006年の3割前後というふうに見込まれておりまして、今後、漁獲量は今よりは減少してしまうであろうというふうな見通しが資

源評価でなされているところでございます。

申し遅れましたが、資料の一番最後に参考といたしまして、今お話をしました状況につきましてグラフを載せているところでございます。グラフの右側の方につきまして、右上ですが、着業統数、有効漁獲努力量というのが相当減少してきているという状況にあるということと、資源状況からすると左側の上の図でございますが、資源状況からすれば CPUE が結構急速に増加しているということでございます。ただ、下のグラフでございますが、水産研究所の方で、土佐湾でヤリイカの幼イカ調査というのをやっていますが、このグラフにありますとおり、06、07 については幼イカ発生量がよかったということなのですが、08 についてはこの 2 年よりちょっと下がるということで、そう楽観はできない状況にあるということでございます。

また元の 2 ページ目に戻っていただきまして、そういう状況ではあるのですが、このヤリイカ資源というのは年変動が非常に激しいということで、漁獲努力量削減についても慎重に検討する必要があるということでございます。そういうことで、できる限り過大な努力量を投下しないということが資源評価で言われているところでございます。

次に、今後の資源回復計画についてでございます。こういう状況の中で今後の資源回復計画をどういうふうにしようかということでございますが、まず先ほど申し上げた繰り返しになりますが、現在、減船等によって努力量というのは大幅に減少している。1 統当たり漁獲量から見れば回復目標も達成しているというふうに考えられるわけです。また、資源状況につきましては 2006、2007 の良好な加入にも支えられて増加傾向という形になっております。ただ、08 年の幼イカの発生量というのは期待できないということから、今後、資源としてはそんなに楽観できる状況ではないということございまして、過大な漁獲圧を投下しないように注意していくという必要があるということでございます。

こうした状況ではあるのですけれども、太平洋南部海域におきましては、減船を実施して以降、現在においては実質 1 ヶ統のみがヤリイカを対象とした操業を行っている状況にある。こうした現状の操業実態からすれば、今後、過大な漁獲圧が危惧される状況にはないというふうに考えられますので、回復計画を延長して、これまで検討課題でありました保護区の設定などの新たな取組を行っていく必要性というのは極めて低いのではないかと考えております。したがって、ヤリイカ太平洋系群の資源回復計画につきましては、本年度をもって終了するということにしたいと考えております。

なお、本計画の検討課題となっております中部海域への取組の拡大につきましては、

愛知県の参画について検討中でありましたけれども、今後は愛知県において漁業者主体による資源回復の取組を検討していくこととしておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○澁川部会長 ただいま事務局より説明がございました。この計画につきましては、当初よりまず減船を行うという、そういう取組が主要な対応としてございまして、その減船は予定どおり2ヶ続行ってきたところのようです。その後、稼働隻数もさらに減少しております、こうした現状を踏まえれば、計画を延長してこれ以上の取組を行っていく必要性は極めて低いということで、回復計画を本年度で終了するという提案でございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば承ります。いかがでございますでしょうか。

どうぞ、金丸委員。

○金丸委員 宮崎県でございます。

先ほどから事務局の方から詳しい説明がありました。我々、南部海域ということで関係県になっているわけですが、確かに減船が2ヶ続行われたその効果が非常にいろいろな面であっているのではないかと思いますし、この資料から見る限り、いわゆる CPUE も非常に増えておりますし、確かに保護区域というのは設定はされておられませんけれども、この程度の資源回復ができてきたということは、事務局の方から、本年度をもって終了をするということもやむを得ないというか、当然のことかなというふうに思うわけでありませぬ。ですから、宮崎県としては特にこれについて異議はございません。

以上です。

○澁川部会長 金丸委員、どうもありがとうございます。

豊後水道で向かい合っておる宮崎の方から今のような御意見がございましたが、いかがでございますか、ほかにはよろしいですか。

それでは、そういうことで、同じ海域で漁業を行っておられます宮崎の方の御賛同も得ましたので、この案件につきましてはそのように取扱わせていただきます。ありがとうございます。

### ③伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

○澁川部会長 続きまして、③でございます。伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画についてでございます。

この計画は、平成 18 年 10 月でございます。本部会で御了承いただきました計画でございますが、計画に関連する委員会指示につきましては、その後の 3 月に開催されております本委員会で毎年決定されているというルールで今に至っているわけでございます。

本年の漁期につきましても引き続き委員会指示を行うということで、太平洋広域漁業調整委員会指示第五号の案が作成されておりますので、取組状況の報告に加えまして、指示の概要について事務局から説明をいただくことにします。

よろしく申し上げます。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料、右肩に 3-1 と書いてあります資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の概要と実施状況の報告と、それからあと委員会指示案の概要について説明したいと思っております。

この計画につきましては、平成 18 年 10 月に行われました本部会におきまして御了承いただきまして、その翌月、11 月に公表されたものでございます。

まず資源回復計画の概要でございますが、伊勢湾・三河湾につきましては、イカナゴの主要漁場の 1 つでございます。イカナゴにつきましては、愛知県、三重県の船びき網漁業で漁獲されまして、煮干加工用等に利用されております。しかしながら、この漁獲量につきましては極めて大きく変動している状況にありまして、経営上も非常に不安定な状況になってしまうということでございます。このため、こうした資源変動というものをできる限り安定化させながら、漁業経営も安定化を図っていこうということがこの計画の狙いということになっているわけでございます。

この取組でございますが、対象漁業につきましては、ここの（1）に書いてあります船びき網漁業等を対象としておりまして、計画の目標につきましては、産卵親魚尾数の確保を行って、初期資源尾数というものを安定化させようというものでございます。したがって、取組内容につきましては、十分な産卵親魚を残そうということが取組のポイントになるわけでございます。取組内容につきましては終漁時の残存資源尾数の確保、これが 1 つ核となる取組になるわけですが、当歳魚の残存資源尾数が 20 億尾を下回らないとなる時点を終漁日として設定するという取組、それから保護区を設定いたしまして、優良な親魚が分布しております夏眠海域を保護区として設定、イカナゴは夏場は砂に潜って眠る

という習性がございまして、特に湾口から出た部分のところで夏眠をするということでございます。そこまで行くまでに保護区を設定しようということでございます。それから、保護育成期間の設定ということも行おうという形にしております。

20年度の実施状況でございますけれども、終漁時の残存資源尾数 20 億尾の確保の取組ということをやっております。この取組につきましては、イカナゴ漁の終漁時に 20 億尾以上のイカナゴの資源を獲り残そうという取組でございまして、愛知県、三重県の両県の水産試験場、あるいは漁業者の試験びき等を行いまして、関係漁業者が協議をされまして解禁日を決定し、その後の漁獲につきましては、残存資源尾数が 20 億尾を下回らないように終漁日を設定するなどして管理をしていくという取組でございます。

20年の取組については、10月の部会においても御説明いたしました、ここに書いてありますとおり、平成 20 年、もう 1 年前になりますが、3月2日を解禁日と決定いたしまして、漁獲が開始されたわけでありまして、その後の漁獲の状況から初期資源尾数というものがわかってくるわけでございますが、その初期資源尾数につきましては、ここに書いてありますように 180 億尾というふうに推定されております。このうち、漁獲量で 5,098 トン、尾数で 137 億尾を漁獲いたしまして終漁したという状況になっております。この結果、残存資源尾数を約 44 億尾確保されたということになっております。

なお、※印のところでございますけれども、20 億尾を獲り残そうという措置といたしまして、委員会指示第 3 号によりまして、20 億尾を下回ると認められる日を定めまして、その日を定めたときは、その日から 11 月 30 日までの間はイカナゴ採捕を目的とした操業を禁止するというなどの措置をとることとしているわけでございますが、昨年漁期につきましてはその 20 億尾を上回るイカナゴ残存資源を確保して終漁したということでございますので、委員会指示 3 号の操業期間の制限というものは発動しておりません。

また（2）で保護区の設定ということで、先ほど申し上げた湾口部の一部海域を親魚保護のために保護区として設定をしておるところでございます。

今漁期の状況につきましては、現在、両県の方から聞いている情報ではございますが、本日、両県の合同試験びきというものが行われて、それで漁業者さんの方で協議をされて、今後、解禁日が決定されるという状況になっており、まさにこれから本格的な漁が開始されようといった段階にございます。

次に、次のページでございますが、21 年度の実施内容でございますが、21 年度漁期につきましても、昨年度と同様に、同じ取組を実施していくこととしております。

また4番目の太平洋広域漁業調整委員会指示でございますが、これにつきましてもここに記載しているとおり、「終漁時残存資源尾数の確保」の取組に関して指示を行うことにしたいというふうに考えてございます。

指示の概要でございますが、下に書いてございますが、これについても現在指示されております内容と同様に、委員会の会長は、必要に応じ、イカナゴ残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定めまして、この日を定めたときは、遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨関係漁業者に通知いたしまして、関係漁業者はこの通知に基づきまして、イカナゴの採捕を目的とした操業をその期間行わないということにするものでございます。

なお、具体的な指示案につきましては、次のページの資料3-2の方に示しておるところでございます。

なお、この案でございますけれども、本部会の後に開催されます第12回太平洋広域漁業調整委員会の方にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

この資料3-2でございますが、「太平洋広域漁業調整委員会指示第五号（案）」ということで、内容につきましては、先ほど申し上げたとおりの内容につきまして、昨年と同様の中身になっております。本年の4月以降も委員会指示を適用するために、3の有効期間について延ばしているというところでございます。

以上でございます。

○澁川部会長 説明、ありがとうございました。

このイカナゴの漁期はもうすでに始まっております。資源回復計画に係る取組はまさにこれからと、こういうことでございまして、御案内のとおり、これは愛知県と三重県の御両県の試験場、それから漁業者の御努力の結集がこのような形になって、具体的に数字で目標値を設定し、対応しようという試みが続いているわけでございます。

そういうことで、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば承りますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではないようでございますので、伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第五号、3-2になります。これを本委員会でお諮りするということにしてよろしいでしょうか、お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第五号（案）を本部会の後に開催されます 12 回の本委員会でお諮りすることといたします。

#### ④太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

○澁川部会長 最後に④、太平洋南部キンメダイ資源の回復計画についてでございます。

この計画は、平成 19 年の 3 月に開催されました本部会で御了承をちょうだいいたしました計画でありまして、関連する委員会指示につきましては、これも先ほどと同様に、本委員会において毎年決定されているものでございます。

この委員会指示につきましても引き続き継続する手続きを行うということで、次年度漁期に係ります委員会指示の第六号の案が作成されております。取組状況の報告に加えまして、概要につきまして事務局から説明をちょうだいすることにします。

では、小林さん、よろしく申し上げます。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料、右肩に 4-1 と書いてある資料で説明をしたいと思います。

太平洋南部キンメダイ資源回復計画の概要及び取組状況、また委員会指示（案）について、あわせて説明をさせていただきたいと思っております。

まず資源回復計画の概要でございます。この計画につきましては、これまで一都三県、ここに書いてあります千葉県、東京都、神奈川県、静岡県の漁業者による資源管理によりまして資源が維持できていることを踏まえまして、こうした取組を継続いたしますとともに、漁獲努力量を現状の水準で管理して、漁獲量を現状レベル程度以上で維持していこうということを目的としております。

計画の取組状況でございますが、まず立縄漁業及び底立てはえ縄漁業につきましては、各海域ごとにすでにきめ細かく行われている措置でございますが、小型魚の再放流だとか、漁具、漁法の制限、休漁日、休漁期間の設定、操業規制区域の設定等の措置を実施しているということでございます。また、底刺し網漁業につきましては、太平洋広域漁業調整委員会指示によりまして、委員会の承認を受けて操業を行うこととしております。今年度につきましては、昨年同様に太平洋広域漁業調整委員会指示第四号に基づきまして、きんめ



だい底刺し網漁船 1 隻を承認してございます。またこの承認を受けた船につきましては、回復計画に基づきまして、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁ということで、第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山というところで、11 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 ヶ月休漁するという事になっておりまして、現在、2 月から休漁に入っているということを知っております。また、あと小型魚の保護の制限、あるいは漁具の制限というものを行っているところでございます。

次に、キンメダイの漁獲量の推移でございます。これは高知県も含めた一都四県の推移でございますが、この計画はまだ始まったばかりということではございますが、今のところ漁獲量も安定しているということでございます。2008 年の漁獲量の状況でございますが、これは県や漁業者さんからお聞きした内容ではございますが、県だとか、あるいは地域によっては若干前年に比べまして増減があるということでございますが、全体的には前年並みというような状況にあるということでございます。

このように漁獲量の水準につきましては現状の水準を維持しているということが現在見られているわけでございますが、こうした状況を引き続き維持していかなければいけないということで、来年度につきましても、現在行っている取組について、また委員会指示についても行っていくということとしたいと考えているわけでございます。

以上が取組状況でございますが、続きまして、資料 4 - 2 に委員会指示案の概要を載せています。そういうことで、来年漁期に対応する委員会指示を発出したいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、キンメダイをとることを目的とする刺し網漁業につきましては、委員会の承認を得て操業するという事としております。操業の承認の内容でございますが、下の図にもありますけれども、下の規制海域におきまして、21 年の 4 月 1 日から 22 年の 3 月 31 日までの間で (2) にあります「きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない」ということとしております。また、承認の対象者でございますが、これにつきましては現在発出しております委員会指示第四号の承認を受けまして、「きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績にかかる船舶またはその代船を当該漁業に使用する者」ということとしております。

具体的な指示案につきましては、次のページの資料 4 - 3 に載せてございますが、この案につきましても本部会の後に開催されます第 12 回太平洋広域漁業調整委員会にお諮り

をしたいというふうに考えております。

資料４－３でございます。「太平洋広域漁業調整委員会指示第六号（案）」でございますが、これにつきましては現在出している内容と変更はございません。定義、操業の承認につきましては先ほど概要で説明いたしました内容でございますが、３番目以降につきましては、承認証の交付及び備付け義務だとかの、承認を受けた者の義務の規定、これにつきましても現在と変わっておりません。

また、６の取扱要領というものがございますけれども、これにつきましては、資料４－４、ページで行きますと８ページ目になりますが、「きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領（案）」ということを決めておりますが、内容については、現行の要領と変更はありませんので、これについても説明を省略させていただきます。

なお、委員会指示の有効期間につきましては、例年もそうなのでございますけれども、５月３１日までとしておりますが、これにつきましては漁獲成績報告書の提出期限だとか、そういったものも考慮して、こういう形でやっております。

以上でございます。

○澁川部会長 ありがとうございます。

ただいまキンメの資源回復計画に係る取組の状況についての説明と、次年度の漁期に係る同計画に係ります太平洋広域漁業調整委員会指示の案の説明があったわけであります。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば承りますが、これも先ほどの案件と同様に、毎年、委員会指示をこれからも出していくという中の対応でございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○宮川委員 このキンメ船に関してはもともとがミッドウェーと天皇海山をやっていた船であって、その漁場を、ロシアのあそこまで行ったトロールに脅かされて、それで陽気が悪いときの３ヵ月に限り日本の領土の２００海里を出たところ、その駒橋海山周辺をやらせてくれということで、水産庁が間に入って、結局これ、初めは自由操業だからということで結構ゴタゴタしましたけれども、我々小型船に関しては、沖の方だから全キンメに任せるとということで、全キンメ対、ここは青森の船ですけれども、この船とやった経緯がありまして、それでいつの間にかこの委員会指示というような格好で許可申請というものができたみたいで、我々としてみれば、この船がもしやめられたときには、あとは刺し網でキンメをとるといふようなことの許可は出してほしくないという、そういう、皆さん、海

を守るについては、網でやった場合に、その網が必ず根にかかって全部が絶対上がらないという、それで海を汚すけれども、よくはならない、そういう刺し網で底魚をとってはよくないから、やるのであれば同じ底はえ縄で同等なことをやってほしいということで、今までやっていたのが青ヶ島から西へ、西へと、この刺し網をやったところが全部潰れていますから、漁場が。だから、できればこの会社がやめた場合は、あとは許可を出さないようにお願いしますということです。お願いします。

○澁川部会長 ただいま、神奈川の宮川委員さんから要望が出ましたが、水産庁から何か御意見はございますか。

○小林課長補佐 今、そういうことで努力量、この海域のキンメダイを保護するために努力量をこれ以上増加させないようにということで、今こういう指示を出しているということでございます。その後、その漁業がどうなるのかというのを前提にして、それに対して申し上げるとするのはちょっと今なかなかできないものですから、そういうお話があったということだけ承わらせてもらいます。

○澁川部会長 宮川委員の御意見があったということ、御要望があったということでございますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」に係ります太平洋広域漁業調整委員会指示、これは第六号でございますが、この案を本部会として了承し、この後に開催されます第12回の本委員会でお諮りすることとさせていただきますと思いますが、いかかでございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」に係ります太平洋広域漁業調整委員会指示第六号（案）を後に開催されます第12回本委員会にお諮りすることとさせていただきます。

## (2) その他

○澁川部会長 それでは、議題次第では「その他」になりますけれども、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

今のところこちらの方で特に伺っている案件はございませんが、事務局、何か資料がたくさんあるようですけれども、どうぞ。

○小林課長補佐 申しわけございません。事務局から2点、御報告をさせていただく事項がございます。

1点目は、お配りしております資料5の「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の一部変更について」ということ、それからもう一点目が「県単の資源回復計画」につきまして、ご報告をしたいというふうに考えています。

まず「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」の一部変更でございますが、この計画につきましては平成14年に公表された計画でございますが、まさにこの資源回復計画、第1号の計画なわけでございますけれども、この計画につきましては瀬戸内海の取組に加えまして、本部会が管轄いたします紀伊水道の外域、それから宇和海、愛媛県のところに宇和海という海域があるわけですが、そこでもこの計画で取組が行われているということでございます。主体は瀬戸内海の取組ということでございますので、一部、瀬戸内海に隣接いたします、ただいま申し上げた本部会の海域につきましては、当該海区又は連合海区漁業調整委員会と瀬戸内海広域漁業委員会が連携いたしまして計画の実施に当たっていただくこととされておりまして、本部会に対してはその計画内容が見直された場合などについて報告を受けるといふこととされているところでございます。したがって、今回、サワラ計画の一部変更ということが、3月3日に瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されまして、そこで御了承されたということでございますので、本部会において、その報告を受けるといふことでございます。

本日、瀬戸内海漁業調整事務所の平松計画官が出席しておりますので、平松計画官の方から報告をしていただきたいと思います。

○平松資源管理計画官 瀬戸内海漁業調整事務所の平松でございます。資料の5を用いまして御説明させていただきます。

ただいま管理課の方から御説明がありましたように、3月3日の瀬戸内海広域漁業調整委員会におきまして、こちら、資料5にございますとおり、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の一部変更（案）が了承されてございます。

変更の具体的内容といたしましては、瀬戸内海の中の伊予灘海域におけますさわら流し網の休漁期間、こちらを15日間、期間をずらすという内容になってございます。資料の具体的箇所と言いますと、2ページの表の中でございます。

1 ページ目から 2 ページ目にかけて「各海域別漁業種類別規制措置」ということで、休漁等の規制内容、海域ごとの規制内容をまとめた表の伊予灘部分、2 ページをごらんください。こちら右側が現行の計画内容、左側が今回の変更内容となっております。伊予灘のさわら流し網、春漁として休漁期間「(5 / 1 ~ 5 / 31)」、現行が5月の1ヵ月間というものを変更後の左側の表にございます「(5 / 16 ~ 6 / 15)」、こちらに、期間で言いますと 15 日間、後ろへずらすという変更内容になってございます。この変更につきましては、今回、3月の委員会での承認を受ける以前に、休漁期間を変更した場合による資源管理効果がどうなるか、また漁獲量がどうなるか、多獲の恐れがないかというようなことにつきまして過去のデータ、また今年度、新たに5月の操業期間が変わりますので、その間の試験操業調査等を行いまして、それらのデータを整理したところ、これは春漁ですので、主に産卵中の親魚を保護するという観点でこの間、休漁を設定しております。その産卵親魚の保護効果というのが減らないかどうかということで検討したところ、保護効果はあるだろうということと、過去の漁獲データから見て休漁期間をずらすことによって全体のサワラの漁獲量がふえる恐れはないというような見解に至りました。

これらを用いまして、関係漁業者の方、特にこの伊予灘海域で操業される漁業者の方と協議をいたしまして、それぞれ海域関係漁業者の方で変更案について了解が得られたということで、このたびの広域漁業調整委員会の方でこちらの変更案をお諮りして了解を得たというところでございます。

計画内容の変更の中身といたしましては、ただいま申し上げました瀬戸内海の伊予灘海域の休漁期間の変更という1点のみでございます。資料の方はその他、海域の定義の中の基点の表現ぶりにつきまして、灯台の名称を正式名称に改める修正をこの改正に合わせまして1ヵ所してございますので、資料はちょっとページ数が多くなっておりますが、具体的内容についてはこの1ヵ所のみということで、来年度の取組を進めてまいりたいというふうに決定したところでございます。

簡単ではございますが、サワラ計画の変更の概要については以上でございます。

○澁川部会長 平松さん、ありがとうございました。

平松さんに私からお伺いするのも変ですけども、今のお話は一番ややこしいところだけ聞かせていただいた感じで、今、サワラの資源回復計画はどんなふうに進んでいるかというあたりは少し触れていただけませんか。

○平松資源管理計画官 失礼いたしました。

サワラ資源回復計画につきましては、平成 14 年度から開始しまして、当初 5 年の計画を延長して平成 23 年度まで実施するという事で、平成 20 年度、今年度は 7 年目の取組というふうになってきてございます。回復目標を立ててやっているわけですが、当初、順調に資源量の回復が見られて、漁獲量もふえてきたということで、当初の 3 年、4 年は非常に順調だったかなと思っておりますが、近年、若干資源量が頭打ちといえますか、若干減少気味に推移をしてきてございまして、水産研究所の資源評価の中でも資源量が横ばい傾向というものから、今年度、残念ながらちょっと減少傾向に移ったというような評価を受けるような状況になってございます。

その中で、資源回復計画につきましては、先ほど休漁のお話をさせていただきましたが、こちらの先ほどの資料の 1 ページ、2 ページの表にございますような海域ごとに、1 ヶ月ないし 3 ヶ月の休漁期間を定めて取り組むということ、漁獲規制の主体としては休漁と網目を拡大するという取組を実施するとともに、サワラの種苗放流、こちらの取組をやる。この 2 つが大きな取組の柱というふうにして進めております。

種苗放流につきましては、当初の種苗放流数、10 万尾から 15 万尾ぐらいの放流数だったものを第 2 期目、当初の 5 年間から次の 5 年間に延長する際に 20 万尾の放流を目標にやっていくという中で、6 年目、7 年目、第 2 期の取組を進めてきているところでございます。今年度は約 19 万尾放流をしたということで、ほぼ 20 万尾目標というところをクリアしながら進めていっているという状況です。

ただ、今申し上げましたように、そういう状況の中で若干資源量、漁獲量が落ち込んできておるといってございまして。現在、計画当初で決めた取組を着実に実施しつつ、現状ではなかなか厳しいところがあるので、種苗放流の今後のこととか、あと操業規制等についてもかなり厳しいことをやっているの、これ以上やるのは非常に難しいという意見もあるのですけれども、何かできることはないかというようなことを関係漁業者の方で意見交換をしながら進めていこうということで、今後、来年度の漁期、その次の漁期に向けたことができるか何かないかというのをこれからさらに突っ込んだ議論をしながら進めていくというようなことで考えて進めているという状況でございます。

○澁川部会長 ありがとうございます。済みません。

ただいまのようなことで、もともと瀬戸内海の海域とは御案内のとおり紀伊水道と豊後水道で太平洋海域に接続しているわけでありまして、その関係で私どもに瀬戸内海域の資源回復計画で、接続海域としてその状況を必要に応じて伺うという仕組みになっておりま

す。その関連で報告をちょうだいしたということではありますが、何か御質問がございますれば、よろしいですか。必ずしもこれも順調ではなさそうで、頑張っていたきたいところではありますが。

それでは、事務局よりいま一つの報告事項がございます。本部会に係る県単の資源回復計画についての報告でございます。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○小林課長補佐 それでは、お手元の「資料6 参考資料」と書いてある資料でございますが、これで県単の資源回復計画につきまして、簡単に御説明したいと思います。

まず本部会に係る海区の資源回復計画の作成状況でございます。本海域につきましては、現在検討している計画というのがなくなりまして、すべて実施中という形になっております。

まず1番の方は魚種別資源回復計画の状況でございますが、大分県、宮崎県、それから神奈川県、和歌山県の方でクルマエビ、カサゴ、それからアワビ、イサキといったものを対象とした資源回復計画について実施中でございます。

また2番につきましては、包括的資源回復計画ということで、漁業種類に着目して管理するという計画でございますけれども、神奈川県、千葉県、宮崎県の方で小型機船底びき網漁業を対象とした資源回復計画というものが実施されているという状況にあります。合計、本部会の海域におきましては、県単計画7計画実施中でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○澁川部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に何か質問、御意見等ございますか、よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは、事務局から、次の部会の開催予定について説明をいただくことになります。

では、申し上げます。

○小林課長補佐 次回の委員会でございますけれども、広域漁業調整委員会の現在の委員の任期につきましては、平成17年10月1日から4年間という形になっておりまして、昨年の海区委の選挙などによりまして途中補欠委員ということで交代されました委員もいらっしゃるわけでございますが、今年の9月末日までが委員の任期というふうになってございます。

したがって、次回の部会につきましては、今後、緊急の開催の予定がなければ、例

年どおり、10月ごろに開催をしたいと考えておるところでございますが、海区委の代表につきましては改めて互選していただきまして、また大臣選任委員につきましても改めて選定し直しました上で、新たな委員のもとで開催していくということになる予定でございます。

委員の皆様方には、任期中は大変お世話になり、まことにありがとうございました。

なお、部会につきましては開催されなくとも、任期につきましては9月末日まで続きますので、どうか引き続き現場関係者への御御導等につきまして、よろしくお願い申し上げます。

なお、次回の部会の開催日時、また場所等につきましては、改めまして事務局より、新委員さんの方に連絡を取らせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○澁川部会長 事務局より、9月までは任期があるということを盛んに強調されておられて、いかなることが待っておりますか心配でございますけれども、ぜひ委員の皆様方におかれましてはよろしくお願いを申し上げたい。恐らく再任される方もいらっしゃるかは思いますけれども、この顔ぶれでの部会はきょうで最後でございます。次回部会は新たなメンバーでまた10月ごろに開催ということであります。とりあえず、御苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

それでは、本日の部会はこれにて閉会したいと思います。

委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、議事進行への御協力、貴重な御意見、ありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました徳島県の井元委員と、それから大臣選任委員の山本委員さんのお二方、後日、事務局から本日の議事録が届きますので、よろしくお願いを申し上げます。

これを持ちまして、太平洋広域漁業調整委員会第17回太平洋南部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

#### 4. 閉 会